

# 独立行政法人平和祈念事業特別 基金の整理合理化案について

平成19年9月

総務省大臣官房管理室特別基金事業推進室

# 独立行政法人平和祈念事業特別基金の概要

## 1 基金の目的

今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者・戦後強制抑留者・引揚者(以下「関係者」)の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対して慰藉の念を示す事業を行うこと。

- 恩給欠格者 : 旧軍人軍属としての在職期間に係る年金恩給等を受給する権利を有しない者(基金発足時約174万人)  
【推定現存者: 約70万人 平均約82歳】
  - 戦後強制抑留者: 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、終戦後に旧ソ連・モンゴルに強制抑留され、本邦に帰還した者  
(約57.5万人)  
【推定現存者: 約11万人 平均約83歳】
  - 引揚者 : 終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者(約319万人)  
【推定現存者: 約125万人 平均約72歳】
- ※【】内は平成17年10月1日の現存者数(総務省推計)

## 2 事業等の概要

### 労苦継承事業

関係者の労苦について国民の理解を深め、後世に継承する事業

- 資料の収集・展示  
平和祈念展示資料館(新宿住友ビル内)、平和祈念展(全国)等
- 記録の作成、催しの実施  
『平和の礎』の編纂、「労苦を語り継ぐ集い」の開催等
- 調査研究  
『戦後強制抑留史』の編纂等

### 書状等贈呈事業

関係者に書状等を贈呈する事業

- 恩給欠格者 (平成19年3月31日で受付終了)  
軍歴に応じて書状、銀杯、慰労品  
(旅行券等引換券、懐中時計など)
- 戦後強制抑留者  
書状・銀杯(恩給等非受給者は+慰労金10万円)
- 引揚者  
書状

### 特別記念事業

関係者に特別慰労品を贈呈する事業

(受付:平成19年4月1日～平成21年3月31日)

- 恩給欠格者  
軍歴に応じて、旅行券等引換券(5万円又は3万円相当)、置時計、万年筆、文箱、盾、銀杯(いずれか1品)
- 戦後強制抑留者  
旅行券等引換券(10万円相当)、置時計、万年筆、文箱、盾(同上)
- 引揚者  
銀杯

## 特別慰労品贈呈事業の実施と基金の解散

自民党5役申入れ(平成15年12月) → 政府・与党間の了解(平成17年8月) → 法案提出(平成17年10月)

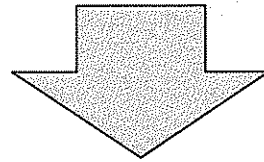
平成15年12月9日 自民党5役から総務大臣に対して、基金及び基金事業の見直しについて申入れ

↓  
(自民党が中心となって関係方面と調整)

↓  
平成17年8月4日 基金及び基金事業のあり方について政府と与党との間で了解

### 【了解事項の概要】

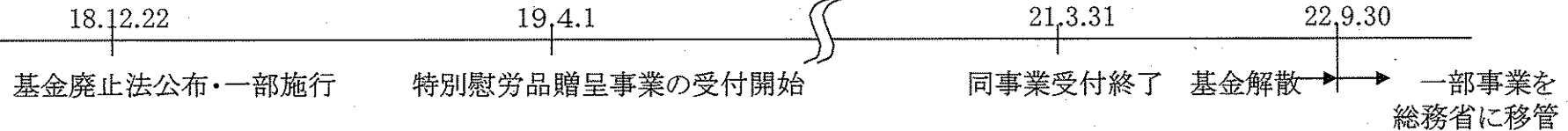
- 1 特別記念事業を実施し、関係者に対して改めて慰労品を贈呈  
(恩給欠格者:軍歴に応じて5万円又は3万円相当の旅行券等、戦後強制抑留者:10万円相当の旅行券等、引揚者:銀杯)
- 2 書状等贈呈事業は、特別記念事業開始時までに終了
- 3 慰霊碑を建設(戦後強制抑留、引揚)
- 4 上記1・3の事業を基金の資本金の一部を取り崩して実施し(200億円目途)、残余の資本金は国庫に返納
- 5 特別記念事業の終了後、基金は廃止
- 6 資料等の記録・保存、戦後強制抑留に係る慰霊等の事業、慰霊碑の維持管理に必要な経費については、国において措置
- 7 以上の措置により、戦後処理問題に関する措置はすべて確定・終了



平成17年10月5日、「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案」が与党から提出され、平成18年12月15日、第165回国会において成立

## 今後の主なスケジュール等

### 今後の主なスケジュールと課題



・特別慰労品贈呈事業の円滑な実施  
(申請件数見込み: 約54万件)  
・慰霊碑の検討・建設

基金解散後の資料等の記録・保存の具体的なあり方の検討

### (参考)

- 沿革 昭和63年認可法人として発足、平成15年独立行政法人に移行
- 資本金 200億円(全額政府出資)
- 役職員数等 役員4人(理事長、理事、非常勤監事2)、職員19人
- 事業規模 平成18年度予算 : 約16.1億円(運営費交付金約9.1億円)  
平成19年度予算 : 約14.1億円(運営費交付金約8.5億円)
- 中期目標期間 平成15年10月1日～平成20年3月31日(平成19年度末)
- 特別慰労品贈呈事業の終了後、平成22年9月末までに解散  
(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成18年法律第119号))

## 組織・業務全般の見直し(案)

### 前提

- 平成17年8月4日政府・与党間の了解(2頁)
- 平成18年12月15日「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律」

### 基金廃止まで

- 特別記念事業の実施(受付は平成20年度で終了)
- 労苦継承事業の実施
- 慰霊碑(戦後強制抑留、引揚)の建設

独立行政法人平和祈念事業特別基金は、  
平成22年9月30日までに廃止

### 基金廃止後

政府・与党間の了解に基づき、労苦継承事業と慰霊碑の運営と実施に必要な経費については、国において措置

## 業務の見直し

●特別記念事業について、積極的かつ効果的に事業の周知を図るとともに、迅速かつ着実に事務処理。

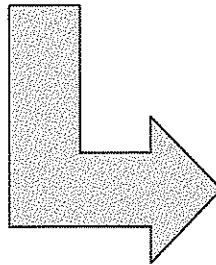
●書状等の贈呈事業は終了。未処理の分については、迅速かつ着実に事務処理。

●労苦継承事業について、政府と与党との間で了解した事項や廃止法の審議内容を踏まえつつ、費用対効果を考慮して、より一層の業務運営の効果的・効率的な実施を図る。

## 業務経費の削減

### 実績

- 現行中期目標:「認可法人時代の平成14事業年度に対する中期目標期間における最終事業年度の割合を85%以下とする。」
- 平成18事業年度の経費総額(17億400万円)は、認可法人時代(平成14事業年度:21億700万円)と比べ、4億300万円、19.1%を削減。



引き続き、業務経費を削減

## 組織の見直し

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、総人件費を5%以上削減する(H18~H22)。